

## 【フランス】医療制度の大改革法の制定

海外立法情報課・鈴木 尊紘

\* フランスは、我が国と同様に医療に大きな問題を抱えている。それは、へき地での医師不足であり、また、増え続ける社会保障費である。こうした問題を解決しようとする医療制度の大改革が政府主導で行われつつある。

### 立法の背景

フランスは、ヨーロッパ諸国の中で社会保障費を最も支出している国であり、GDPの11%を占めている。そして、近年、次のような問題が山積している。第1に、質の高い医療へのアクセスに地域差が見られるということである。特に人口の少ない地域では医師不足が深刻な問題になっており、都市部とある過疎地域では平均余命に5年もの差があることが指摘されている。第2に、社会保障費の64%が病院経営の支援のために支出されているということである。フランスは、我が国と異なり、主要な病院は公立であるという事情もあるが、OECD全体平均の病院経営支援のための支出額が社会保障費の48%であることを考えると、いかにフランスが財政的に危機的な状態にあるかが分かる(注1)。こうした問題を背景として、医療制度の包括的な改革を目指す法律が制定された。それが、「病院改革並びに患者、健康及び地域に関する2009年7月21日の法律第2009-879号」(注2)である。この法律を作成した大臣名をとり、通称「バシュロ法」と呼ばれている。135か条からなる大部な法律であり、非常に細かい規定から大きな変革を求める規定までさまざまな内容が混在している。本稿では、当該法律の重要ポイントを4点に整理し説明する。

### 地域健康機関(ARS: Agence régionale de santé)の創設

地域健康機関は、この法律により新たに設置される機関であり、主に次の2つの役割を果たす。①国の医療方針を尊重しながら、各地域の人々の健康及び医療システムの特殊性を考慮に入れ、その地域の医療政策を定め、実行する。すなわち、国は、この機関に対し、医療政策を決定し実行する権限の一部を譲渡する。②錯綜する医療機関の権限を集中して保持し、ともすればセクショナリズムに陥りがちな現状を打開しつつ、効率の良い一貫性のある医療制度を実現する。そのため、地域入院機関(ARH)や地域保険金庫連合(URCAM)等の7つの組織を統合する(第36条等)。

### 医療へのアクセスの向上

過疎地域や貧困層等の人々は、医療を満足に受けることができない状態にある。そのため、以下の2つの政策を行う。

① 過疎地域への若手医師の派遣(第46条等)

「(医療) 公役務従事契約」を新たに設ける。これは医学部 2 年目以降で学位取得までの教育を受けている学生と病院臨床医国家管理センターとの間で結ばれる契約であり、この契約を結ぶことによって、教育期間に学生が受け取れる教育手当にプラスする形で、同センターからの新たな手当を受けることができる。しかし、その代わり、医師国家試験に合格した後には、その者は、医療へのアクセスが困難な過疎地域等に派遣され、手当受給期間以上の期間（少なくとも 2 年を下回ってはならない）、医療に従事しなければならない。当該人は、地域健康機関が病院臨床医国家管理センターを通して提示するリストの中から配置地域を選択し、開業医又は勤務医として務める。

## ② 貧困層の医療アクセスの向上

社会保険適用外者をカバーする全医療保障制度（CMU）を受けている低所得者層及び国家医療手当（AME）の援助を受ける滞在許可証等を持たない移民等への医療を拒否した医師に対し、制裁措置を講ずる。

## 病院長の権限の強化

これまでフランスの病院のガバナンスは、なんらかの問題が生じた際には、さまざまな委員会の合議によって決定するという形を採ってきた。しかし、この法律により、医療施設委員会（CME）の長（医師の互選によって選出される）の権限を増大させることが規定された（特に第 5 条及び第 10 条）。これにより、医療施設委員会の長は、医師の採用、当該施設の方針及び組織改革等についての決定権を与えられた。こうした規定を置いた背景には、病院の中に強力なリーダーを作ることで効率の良い医療活動を行い、国の財源に頼らない医療実践が行われることへの期待がある。しかし、これには批判もあり、当該委員会の長は地域健康機関の指導を受けるため、国等の過剰な干渉が起こりうるのではないかと、また、その施設の経済状況のみを配慮する長が生まれるのではないかとという危惧が呈されている（注 3）。

## 予防医学の実践

予防医学として挙げられているのは、次の 2 点である。まず未成年へのアルコール飲料の提供の禁止及びワインの試飲会のような入場料のみを払えばいくらでもアルコール飲料が飲める営業方法の禁止がある（第 93 条及び第 94 条）。また、ニコチン量が法で定めた量よりも多い香り付きタバコの販売禁止である（第 98 条）。

## 注

- (1) Assemblée Nationale, “Rapport n° 1441 déposé le 5 février 2009,” pp.7-8.
- (2) Loi n° 2009-879 du 21 juillet 2009 portant réforme de l’hôpital et relative aux patients, à la santé et aux territoires
- (3) 例えば、こうした批判については、“La qualité de l’hôpital public mise en accusation,” *Le Monde*, 2008.12.31.